

ほぼ日

新株式発行並びに株式売出届出自目論見書

平成29年2月

株式会社 ほぼ日

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式488,750千円(見込額)の募集及び株式345,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式138,000千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年2月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 ほぼ日

東京都港区北青山二丁目9番5号

1. 当社とは

株式会社ほぼ日は、 「やさしく、つよく、おもしろく。」を 行動指針としています。

ウェブサイトでオリジナルの読みものを掲載し、商品を企画して販売しています。

3. 事業の内容

当社グループは、当社（株式会社ほぼ日）、子会社1社（株式会社気仙沼ニッティング）、及び関連会社1社（株式会社エイプ）により構成されています。

当社はオリジナルコンテンツ中心の無料ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」を企画運営して集客し、オリジナル企画の文具及び日用雑貨等を、「ほぼ日刊イトイ新聞」内のインターネット通販で直接個人に販売し収益を得ることを主要事業としています。

主力商品の『ほぼ日手帳』並びにその他一部の商品及び書籍は、卸販売も行っています。

<事業系統図>



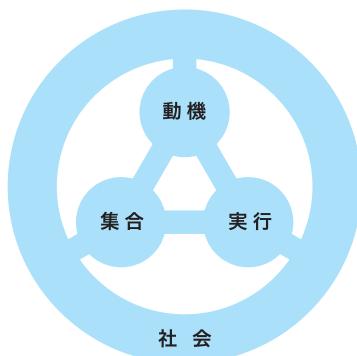
2. 沿革

当社は、昭和54年に東京都港区において糸井重里の個人事務所として、現在の「株式会社ほぼ日」の前身である「有限会社東京糸井重里事務所」を創業したのが始まりです。当社事業の主軸であるウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」は、平成10年6月に開設し、平成28年6月には18周年をむかえています。さまざまなコンテンツを増やし、徐々に事業の幅を広げています。

年月	概要
昭和54年12月	有限会社東京糸井重里事務所設立
平成10年 6月	ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」開設
平成11年11月	インターネット通販を開始
平成13年10月	『ほぼ日手帳』販売開始
平成14年10月	株式会社東京糸井重里事務所に組織変更
平成15年12月	出版事業開始
平成16年 9月	株式会社ロフトにて『ほぼ日手帳』を販売開始
平成23年11月	「気仙沼のほぼ日」(宮城県気仙沼市)開設 *1
平成25年 6月	「株式会社気仙沼ニッティング」会社設立(宮城県気仙沼市) *2
平成26年 8月	店舗兼イベントスペース「TOBICHI」開設(東京都港区南青山)
平成27年 2月	店舗兼イベントスペース「TOBICHI②」開設(東京都港区南青山)
平成28年 6月	犬や猫の写真SNSアプリ「ドコノコ」配信開始
平成28年12月	株式会社ほぼ日に社名変更

*1、「気仙沼のほぼ日」は、東日本大震災後にご縁ができた気仙沼との関係づくりの拠点です。
*2、「株式会社気仙沼ニッティング」は、被災地に新たに事業を創ることで東北復興に貢献しようと立ち上げた、手編み商品の企画・製造・販売を行う、当社の子会社(非連結)です。

【価値を生むプロセス 「クリエイティビティの3つの輪」】



【集合】 当社発信のコンテンツに顧客が集まります。

【動機】 社内で、顧客の反応等から、生活者が暗黙のうちに感じている「あつたらしいな」という気持ちを考察し、共有します。

企画担当者は、自らが「作りたい」と発する動機と、「集合」から得た考察を対照させながら企画を掘り下げます。

【実行】 企画を編集・制作するプロセスです。

「集合」の様子や「動機」の掘り下げと常に同期しながら、臨機応変に進みます。

【社会】 「集合」「動機」「実行」が「社会」に対して開いているのは、独りよがりな内輪受けにならず、社会を意識し、社会に対してオープンでありたいからです。

このようにして発信したコンテンツについて、インターネットを介して顧客から寄せられる反応を、直接リアルタイムに受け止め、スピードリーに考察し、「動機」「実行」と同期しながら次の企画を生んでいきます。このプロセスを通して、商品力も販売方法も進化を続けます。その結果、多くの商品がロングセラーとなっていると考えています。結果として、生活者の気持ちに関する考察の蓄積が、当社の独自性を形作っていると考えます。

【(株)ほぼ日の行動指針】

やさしく、つよく、おもしろく。

やさしく

人間として社会に受け入れられるための前提となるものです。相互に助け合うということ、自分や他人を「生きる」「生かす」ということです。

つよく

企画やアイデアやコンテンツを、会社として、組織として「実現」「実行」できること、現実に成り立たせることです。

おもしろく

価値を生み出し、コンテンツとして成り立たせるということです。「ほぼ日刊イトイ新聞」「TOBICHI」のように「場」を生み出し、ひとが「場」に集まる理由です。これがほぼ日の「メシのタネ」です。

これは並んでいる「順番」も大事です。

「やさしく」を支えられる

「つよさ」がなければいけないし、

「おもしろく」がないと、

ふつうになってしまって選ばれません。

そして、おおもとに「やさしく」がないと自分を生かす意味もなくなるんです。

4. 当社の主なコンテンツ

「ほぼ日刊イトイ新聞」について

ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」では、商品紹介の他、エッセイ、対談、インタビュー記事等、オリジナルの読みものを、平成10年6月の開設以来、毎日更新し掲載しています。読みものは、日常生活に根差している点で、販売している商品とコンセプトが近く、時流を追わずいつでも楽しめる息の長い内容や、人と社会への肯定感に根差した姿勢のコンテンツが中心です。このことが多様な生活者に支持されていると考えています。



「今日のダーリン。」

平成10年6月の開設以来、糸井重里が毎日更新しているコラムです。

「横尾忠則、細野晴臣、糸井重里、3人が集まった日。」

平成28年11月連載開始(全9回)。神戸にある横尾忠則現代美術館でのトークイベントの様子を読みものにしたものです。

「ほぼ日の塾」

平成27年11月開講。「ほぼ日刊イトイ新聞」が、どのように作られているかを教えるクラスです。

「TOBICHI(とびち)」について

店舗とイベントスペースで構成される「TOBICHI(とびち)」は、外部のクリエイターとコラボレーションしたイベントの開催等で集客し、ウェブサイト上の商品を販売しています。イベントを目的に来場される方が多く、当社にとってはウェブサイトとは違う新たな顧客との接点になっており、新しい商品、コンテンツのきっかけを生んでいます。



アトリエシムラ × ミナ ペルホネン 「シムラの着物ミナの帯」

平成27年11月開催(3日間)。ふたつの工房のコラボレーションによるイベントです。

「ドコノコ」について

「ドコノコ」は、犬や猫の写真SNSアプリです。「ほぼ日刊イトイ新聞」とは異なったコンセプトで新たな顧客層を獲得するサービスを提供しています。

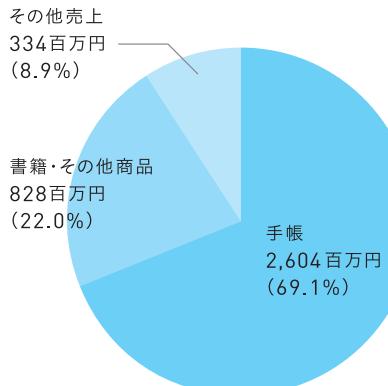


5. 収益について

売上高構成

平成28年8月期

(平成27年9月～平成28年8月)



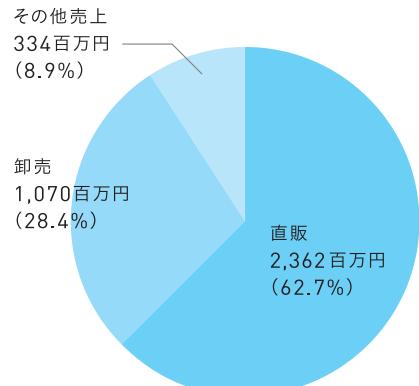
総額: 3,767 百万円

- (注) 1. その他売上は主に送料売上、ライセンス収入等です。
2. 金額には、消費税等は含まれていません。

販路別売上高

平成28年8月期

(平成27年9月～平成28年8月)



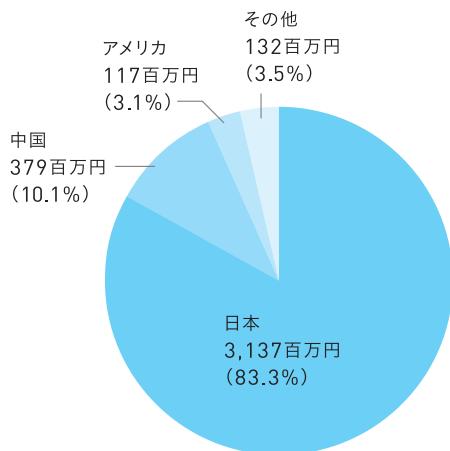
総額: 3,767 百万円

- (注) 1. その他売上は主に送料売上、ライセンス収入等です。
2. 金額には、消費税等は含まれていません。

地域別売上高

平成28年8月期

(平成27年9月～平成28年8月)



総額: 3,767 百万円

- (注) 1. 顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。
2. 金額には、消費税等は含まれていません。

当社の収益源となる商品販売は、
当社売上高の約7割を占める『ほぼ日手帳』や、
書籍、アパレル、食品、家庭用品等の
生活関連の商品が中心です。
商品ジャンルは様々ですが、
全て日常生活を対象とした商品です。
これらの商品を、企画段階から開発プロセスを含めて
自社のウェブサイト上で紹介し、販売まで行っています。

自社のウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」上で集客を行い、
自社が企画・開発した商品を紹介し、
直接顧客に販売することで、当社は顧客からの反応を得られやすい環境にあると考えています。
商品を購入した顧客が示す反応に考察を加え、
さらに商品を改良して販売する、
という循環を重ねることが出来、
これが当社の商品の独自性につながると考えています。

改良と販売の循環を積み重ねた結果、
商品のうち『ほぼ日手帳』や書籍等、
自社のウェブサイト以外でも
販売の可能性があると判断したものは、
自社以外の販路へ卸しており、
「ほぼ日刊イトイ新聞」読者とは異なる、
新たな顧客を生んでいると考えています。

『ほぼ日手帳』

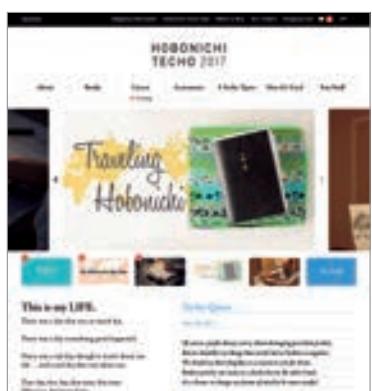
主力商品の『ほぼ日手帳』2016年版は、約61万部を販売しました。
「This is my LIFE. LIFEのBOOK」をテーマに、
『ほぼ日手帳』のもたらすライフスタイルをウェブページで訴求し、
ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」から
半ば独立したブランドとして進化しつつあります。
また、中国を中心とした海外への販売が増加しています。
海外に向けては自社のウェブサイトの外国語コンテンツ強化等を通して
顧客を広げ、関係づくりを進めています。



平成28年11月に「ほぼ日手帳2017 ミーティングキャラバン」
を福岡・天神ロフトで開催しました。



『ほぼ日手帳』販売部数の推移



海外向け『ほぼ日手帳』ウェブページ

書籍・その他の商品

書籍、アパレル、食品、家庭用品等の生活関連の商品が中心です。

アパレルでは、家事をするときの便利さとおしゃれを兼ね備えた、シャツやエプロン等の衣類『LDKWARE』、イラストレーターでデザイナーの大橋歩さんと作った

50歳以上の女性向けの「ふつう」のおしゃれ服『hobonichi + a.(エードット)』等があります。

食品では、家庭で調理するカレーの仕上げにプラスするスパイス『カレーの恩返し』、

海苔専門問屋が厳選した『ごちそう海苔 海大臣』等があります。



LDKWARE
(アパレル)



hobonichi+ a.
(アパレル)



ほぼ日ハラマキ



やさしいタオル



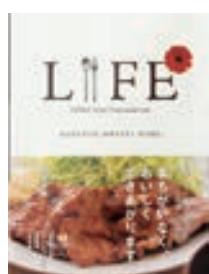
うちの土鍋シリーズ



ごちそう海苔 海大臣
(食品)



カレーの恩返し
(食品)

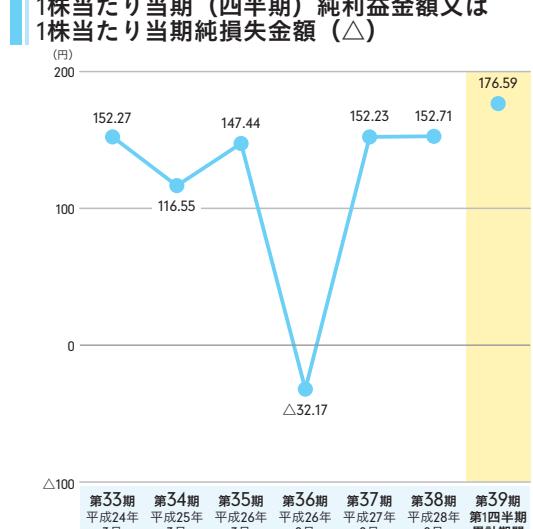
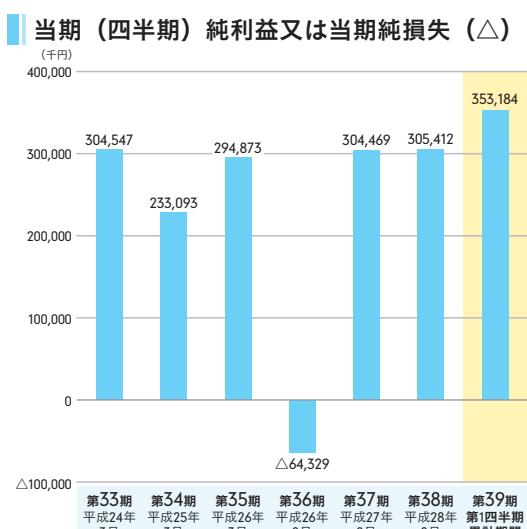
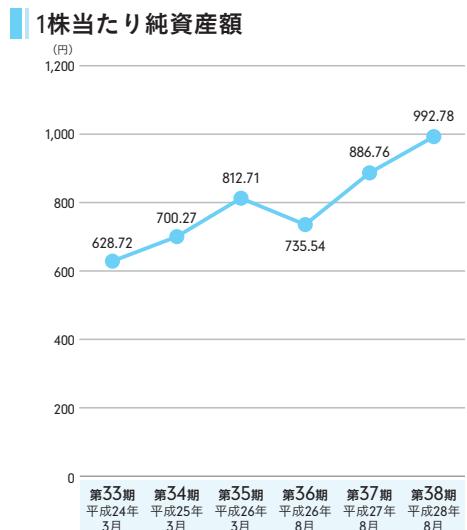
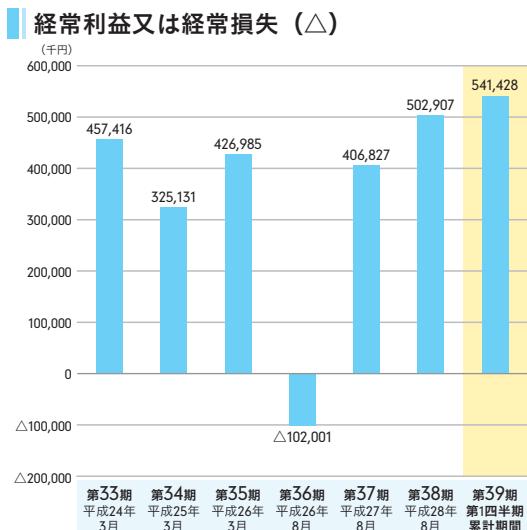
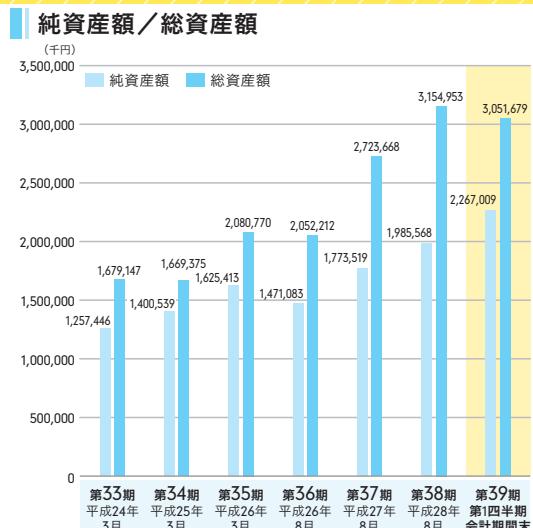
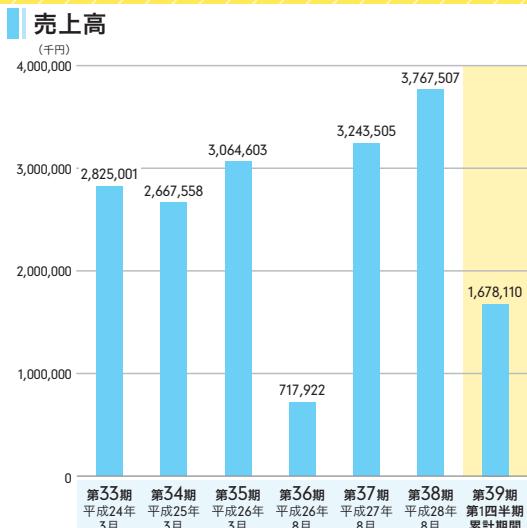


『LIFE
なんでもない日、おめでとう！のごはん。』
(書籍)



『ポールのようなことば。』
(書籍)

6. 業績等の推移



- (注) 1. 第36期は、決算期変更により平成26年4月1日から平成26年8月31日の5ヶ月間となっています。
 2. 当社は、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)」の各グラフでは、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を表記しています。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	22
4 【事業等のリスク】	23
5 【経営上の重要な契約等】	26
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	31

第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	41
3 【配当政策】	41
4 【株価の推移】	41
5 【役員の状況】	42
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5 【経理の状況】	48
1 【財務諸表等】	49
第6 【提出会社の株式事務の概要】	84
第7 【提出会社の参考情報】	85
1 【提出会社の親会社等の情報】	85
2 【その他の参考情報】	85
第四部 【株式公開情報】	86
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	86
第2 【第三者割当等の概況】	87
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	87
2 【取得者の概況】	89
3 【取得者の株式等の移動状況】	89
第3 【株主の状況】	90
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年 2月13日	
【会社名】	株式会社ほぼ日	
【英訳名】	Hobonichi Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 糸井 重里	
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山二丁目 9番5号	
【電話番号】	03(5770)1101 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 篠田 真貴子	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目 9番5号	
【電話番号】	03(5770)1101 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 篠田 真貴子	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	488,750,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	345,000,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	138,000,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額です。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	250,000 (注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。

- (注) 1. 平成29年2月13日開催の取締役会決議によっています。
2. 発行数については、平成29年2月24日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち2,500株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定です。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。
5. 上記とは別に、平成29年2月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資を行うことを決議しています。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成29年3月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年2月24日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	250,000	488,750,000	264,500,000
計(総発行株式)	250,000	488,750,000	264,500,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,300円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は575,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出に関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年3月8日(水) 至 平成29年3月13日(月)	未定 (注) 4.	平成29年3月15日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年2月24日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月7日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年2月24日開催予定の取締役会において決定される予定です。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年3月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、平成29年2月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年3月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しています。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成29年3月16日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いまでの、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成29年2月28日から平成29年3月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することができます。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店	東京都港区麻布十番一丁目10番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		1. 買取引受けによります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこといたします。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	250,000	—

- (注) 1. 平成29年2月24日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定です。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月7日)に元引受契約を締結する予定です。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。
 4. マネックス証券株式会社の住所は、平成29年2月20日より、「東京都港区赤坂一丁目12番32号」に変更される予定です。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
529,000,000	20,000,000	509,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,300円)を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれていません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額509,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限126,960千円と合わせた、手取概算額合計上限635,960千円について、既存のサービスの拡充、及び、既存サービスとは異なるコンセプトの新事業立ち上げに必要な人件費及び、システム開発者及びクリエイター等の外部の協力者への人件費(=業務委託費)等、その他諸費用に充当する予定です。具体的には、以下の通りです。

既存サービス①

ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」の運営、店舗兼イベントスペース「TOBICHI(とびち)」の運営及び『ほぼ日手帳』等の商品開発の規模拡大に必要な人材を確保するための人件費として385,862千円(平成29年8月期:69,368千円、平成30年8月期:103,660千円、平成31年8月期:126,381千円、平成32年8月期:86,453千円)

既存サービス②

犬や猫の写真SNSアプリ「ドコノコ」の運営及び付加サービス開発のためのシステム開発者及びクリエイター等の外部の協力者への人件費(=業務委託費)及びサーバー使用料として168,475千円(平成29年8月期:48,200千円、平成30年8月期:46,000千円、平成31年8月期:49,500千円、平成32年8月期:24,775千円)

新事業①

新しい顧客層を開拓することを目指したスマートフォンアプリと連動する新商品開発のためのシステム開発者及びクリエイター等の外部の協力者への人件費(=業務委託費)として52,200千円(平成29年8月期:8,000千円、平成30年8月期:24,200千円、平成31年8月期:20,000千円)

新事業②

新しい顧客層を開拓することを目指した新コンセプトの展示イベントの会場使用料及び設営費として23,000千円(平成29年8月期:8,500千円、平成30年8月期:14,500千円)

残額については、業務拡大に伴うオフィス拡張、上記新事業を拡充するためのそれ以降の人件費等に充当することを予定しています。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年3月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の 総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	150,000	東京都港区 糸井 重里 75,000株 東京都世田谷区 山本 英俊 75,000株
計(総売出株式)	—	150,000	345,000,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,300円)で算出した見込額です。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一です。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる
売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 3月 8日(水) 至 平成29年 3月13日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目 5番 1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様です。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年3月7日)に決定する予定です。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定です。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定です。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の 総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	60,000	138,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 60,000株
計(総売出株式)	—	60,000	138,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘査し、みずほ証券株式会社が行う売出します。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資の決議を行っています。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,300円)で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一です。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 3月8日(水) 至 平成29年 3月13日(月)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定です。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定です。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し
(2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しています。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である糸井重里(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しています。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりです。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成29年4月17日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成29年2月24日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定です。

2. 割当価格は、平成29年3月7日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定です。

また、主幹事会社は、平成29年3月16日から平成29年4月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定ですので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である糸井重里、売出人である山本英俊及び当社株主である池田あんだ、小泉絢子、細井潤治、篠田真貴子、永田泰大、上田淳子、小池敦夫及び後藤和年は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日を経過する日(平成29年6月13日)までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却は除く。)等は行わない旨合意しています。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日を経過する日(平成29年9月11日)までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。)等を行わない旨を合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しています。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成26年 8月	平成27年 8月	平成28年 8月
売上高 (千円)	2,825,001	2,667,558	3,064,603	717,922	3,243,505	3,767,507
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	457,416	325,131	426,985	△102,001	406,827	502,907
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	304,547	233,093	294,873	△64,329	304,469	305,412
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (千円)	1,257,446	1,400,539	1,625,413	1,471,083	1,773,519	1,985,568
総資産額 (千円)	1,679,147	1,669,375	2,080,770	2,052,212	2,723,668	3,154,953
1株当たり純資産額 (円)	62,872.32	70,026.99	81,270.67	73,554.18	886.76	992.78
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当 額) (円)	4,500.00 (—)	3,500.00 (—)	3,500.00 (—)	— (—)	4,500.00 (—)	4,500.00 (—)
1株当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額(△) (円)	15,227.38	11,654.68	14,743.68	△3,216.50	152.23	152.71
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.9	83.9	78.1	71.7	65.1	62.9
自己資本利益率 (%)	27.1	17.5	19.5	△4.2	18.8	16.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	29.6	30.0	23.7	—	29.6	29.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	446,883	273,527
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△254,836	△162,953
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△859	△90,999
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	—	1,109,185	1,128,760
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	48 [2]	51 [5]	54 [5]	54 [4]	58 [9]	65 [13]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
2. 第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第37期及び第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載していません。
6. 主要な経営指標等の推移について、第33期、第34期、第35期及び第36期については会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けています。
7. 第37期及び第38期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づき作成し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき東陽監査法人により監査を受けています。
8. 第33期、第34期、第35期及び第36期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
9. 平成26年8月22日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から8月31日に変更しました。従って第36期は、平成26年4月1日から平成26年8月31日の5ヶ月間となっています。
10. 当社は、平成28年11月29日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しています。
11. 当社は、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第33期、第34期、第35期及び第36期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、東陽監査法人の監査を受けていません。

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成26年 8月	平成27年 8月	平成28年 8月
1株当たり純資産額 (円)	628.72	700.27	812.71	735.54	886.76	992.78
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額（△） (円)	152.27	116.55	147.44	△32.17	152.23	152.71
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	45.00 (-)	35.00 (-)	35.00 (-)	— (-)	45.00 (-)	45.00 (-)

2 【沿革】

提出会社は、昭和54年に東京都港区において個人事務所として、現在の「株式会社ほぼ日」の前身である「有限会社東京糸井重里事務所」を創業しました。

有限会社東京糸井重里事務所設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりです。

年月	概要
昭和54年12月	糸井重里の個人事務所として、有限会社東京糸井重里事務所 設立
平成10年 6月	ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」開設
平成11年 3月	本社移転（東京都港区東麻布）
平成11年11月	インターネット通販開始
平成13年 8月	本社移転（東京都港区三田）
平成13年10月	『ほぼ日手帳』販売開始
平成14年10月	株式会社東京糸井重里事務所に組織変更
平成15年10月	卸販売開始
平成15年12月	出版事業開始
平成16年 9月	株式会社ロフトにて『ほぼ日手帳』を販売開始
平成17年11月	本社移転（東京都港区南青山）
平成22年12月	本社移転（東京都港区北青山）
平成23年11月	「気仙沼のほぼ日」（宮城県気仙沼市）開設（注）1.
平成25年 6月	「株式会社気仙沼ニッティング」会社設立（宮城県気仙沼市）（注）2.
平成26年 8月	店舗兼イベントスペース「TOBICHI（とびち）」開設（東京都港区南青山）
平成27年 2月	店舗兼イベントスペース「TOBICHI（とびち）②」開設（東京都港区南青山）
平成28年 1月	本社移転（東京都港区北青山）（同じ北青山内での移転）
平成28年 6月	犬や猫の写真SNSアプリ「ドコノコ」（iOS版）配信開始（同年7月Android版配信開始）
平成28年12月	株式会社ほぼ日に社名変更

(注) 1. 「気仙沼のほぼ日」は、東日本大震災後にご縁ができた気仙沼との関係づくりの拠点です。

2. 「株式会社気仙沼ニッティング」は、被災地に新たに事業を創ることで東北復興に貢献しようと立ち上げた、手編み商品の企画・製造・販売を行う、当社の子会社（非連結）です。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社ほぼ日）、子会社1社（株式会社気仙沼ニッティング）（注1）、及び関連会社1社（株式会社エイプ）（注2）により構成されています。当社はオリジナルコンテンツ中心の無料ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」を企画運営して集客し、オリジナル企画の文具及び日用雑貨等を、「ほぼ日刊イトイ新聞」内のインターネット通販で直接個人に販売し収益を得ることを主要事業としています。主力商品の『ほぼ日手帳』並びにその他一部の商品及び書籍は、卸販売も行っています。

収益源となる商品販売は、当社売上高の約7割を占める『ほぼ日手帳』や、書籍、アパレル、食品、家庭用品等の生活関連の商品（注3）が中心です。これらは自分たちの普段の生活からの考察と、ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」上で接する読者・ユーザーに関する考察、さらに「ほぼ日刊イトイ新聞」読者以外の生活者の動向についての考察をすり合せることで企画されています。商品ジャンルは様々ですが、全て日常生活を対象とした商品です。これらの商品を、企画段階から開発プロセスを含めて自社のウェブサイト上で紹介し、販売まで行っています。

ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」では、商品紹介の他、エッセイ、対談、インタビュー記事等、オリジナルの読みものを、平成10年6月の開設以来、毎日更新し掲載しています。読みものは、日常生活に根差している点で、販売している商品とコンセプトが近く、時流を追わずいつでも楽しめる息の長い内容や、人と社会への肯定感に根差した姿勢のコンテンツが中心です。このことが多様な生活者に支持されていると考えています。

自社のウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」上で集客を行い、自社が企画・開発した商品を紹介し、直接顧客に販売することで、当社は顧客からの反応を得られやすい環境にあると考えています。商品を購入した顧客が示す反応に考察を加え、さらに商品を改良して販売する、という循環を重ねることが出来、これが当社の商品の独自性につながる考えています。

これまで蓄積してきた考察を活かして、顧客が「読みたい」「欲しい」「周りに勧めたい」と感じ自ら行動をおこすような、オリジナルコンテンツ、オリジナル商品の企画制作に経営資源を集中しており、当社の事業の独自性だと考えています。

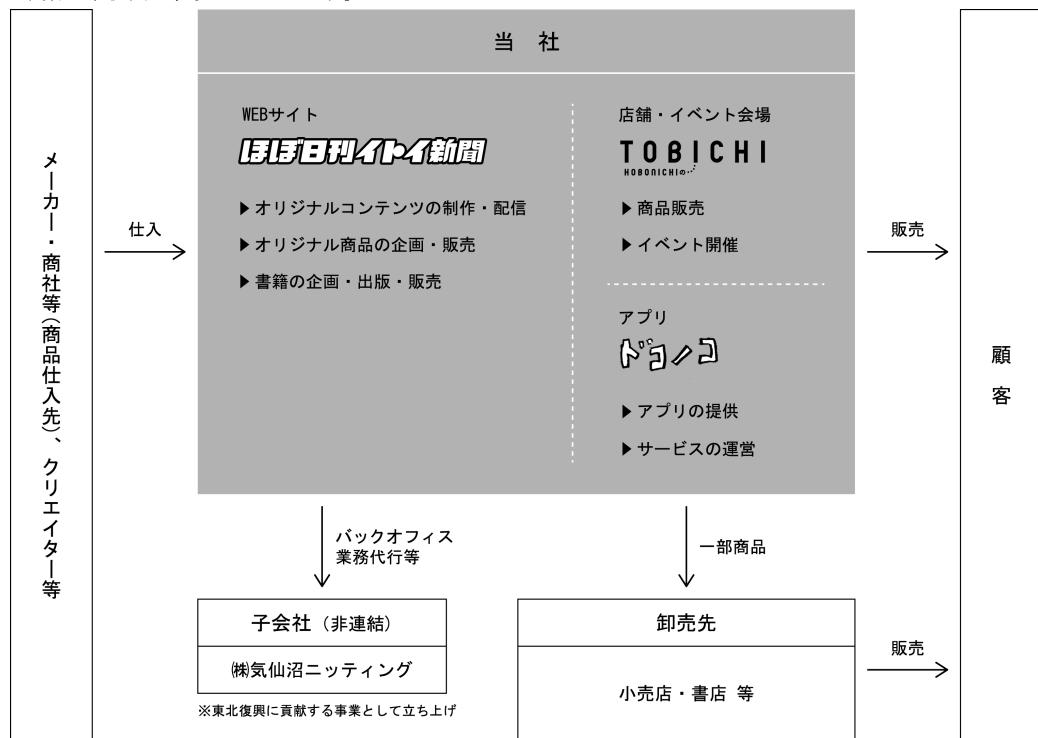
改良と販売の循環を積み重ねた結果、商品のうち『ほぼ日手帳』や書籍等、自社のウェブサイト以外でも販売の可能性があると判断したものは、自社以外の販路へ卸しており、「ほぼ日刊イトイ新聞」読者とは異なる、新たな顧客を生んでいると考えています。

ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」以外では、店舗とイベントスペースで構成される「TOBICHI（とびち）」を設け、外部のクリエイターとコラボレーションしたイベントの開催等で集客し、ウェブサイト上の商品を販売しています。イベントを目的に来場される方が多く、当社にとってはウェブサイトとは違う新たな顧客との接点になっており、新しい商品、コンテンツのきっかけを生んでいます。

新たな取り組みとして、犬や猫の写真SNSアプリ「ドコノコ」を配信し、「ほぼ日刊イトイ新聞」とは異なったコンセプトで新たな顧客層を獲得するサービスを提供しています。

- (注) 1. 株式会社気仙沼ニッティングは、当社子会社で、ニット製品の企画、製造、販売を主な業務としています。
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項に照らし
判断した結果、子会社について重要性が乏しいと判断したことから、当社は連結財務諸表を作成していません。したがって、株式会社気仙沼ニッティングは非連結子会社としています。
2. 株式会社エイプは、関連会社で、ゲーム等のコンテンツに関する知的財産権の管理を主な業務としています。（注1）に記載のとおり、当社は連結財務諸表を作成しておらず、株式会社エイプについても持分法非適用の関連会社としています。
3. 商品の例として、アパレルでは、家事をするときの便利さとおしゃれを兼ね備えた、シャツやエプロン等の衣類『LDKWARE』、イラストレーターでデザイナーの大橋歩さんと作った50歳以上の女性向けの「ふつう」
のおしゃれ服『hobonichi + a.（エードット）』等があります。食品では、家庭で調理するカレーの仕上げ
にプラスするスパイス『カレーの恩返し』、海苔専門問屋が厳選した『ごちそう海苔 海大臣』等があります。

事業の系統図は、次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

当社は最近事業年度において、子会社1社（株式会社気仙沼ニッティング）、関連会社1社（株式会社エイプ）を所有していますが、いずれも非連結子会社ですので、記載を省略しています。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年1月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
66名 (5名)	38.4歳	6年7ヶ月	6,804千円

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を含む就業人員数です。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与はアルバイトスタッフを除く、平均値となります。
3. 当社はウェブメディアと物販を複合的に行う単一のセグメントであるため、セグメント別の従業員数については記載を省略しています。
4. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の平均雇用人員（1日8時間換算）です。

(2) 労働組合の状況

現在、当社において労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第38期事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

当事業年度の経営成績は、次の表のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	対前期増減率
売上高	3,243,505千円	3,767,507千円	16.2%
営業利益	403,456千円	499,548千円	23.8%
経常利益	406,827千円	502,907千円	23.6%
当期純利益	304,469千円	305,412千円	0.3%

当事業年度の取組みは、次のとおりです。なお、当社はウェブメディアと物販を複合的に行う単一の事業を行っているため、セグメント情報の記載を省略しています。

当社をとりまく事業環境要因として、個人のインターネット利用及びEC（電子商取引）利用が発展したことが挙げられます。総務省によると、平成27年末の我が国のインターネット人口普及率は83.0%となりました。また経済産業省の調査では、平成27年の日本国内のBtoC-EC市場規模は、13.8兆円（前年比7.6%増）まで拡大しました。

こうした環境のもと、当社は、ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」において、毎日新しいコンテンツを発信し、引き続き当社ブランド価値の向上を図り、事業拡大に努めました。

主力商品の『ほぼ日手帳』では、「This is my LIFE. LIFEのBOOK」をテーマに『ほぼ日手帳』のもたらすライフスタイルをウェブページで訴求したこと、年間2分冊の『ほぼ日手帳 avec (アヴェク)』の販路を拡大したこと、さらには中国向けの顧客対応を充実させたこと等により、2016年版は前年版よりも約6万部増の61万部を販売しました。特に中国を中心とした海外への販売が増加しました。

その他、新商品としてレディース及びメンズ向けのアパレル『LDKWARE』を発売したほか、『hobonichi + a. (エードット)』では女性向けフォーマルウェアを発売しました。また、仕上げ用カレースパイス『カレーの恩返し』について、販路の拡大に努めました。

これらの結果、『ほぼ日手帳』の売上高は2,604,631千円、書籍・アパレル・食品等のその他の「ほぼ日」商品の売上高は828,635千円、送料手数料やライセンス収入等のその他の売上高は334,222千円となり、売上高は3,767,507千円（前期比16.2%増）となりました。

一方で、平成28年6月に公開した犬や猫の写真SNSアプリ「ドコノコ」の開発、中長期の成長に向けての人材採用や外部人材への業務委託を積極化、さらに本社移転等将来の成長に向けたコスト増はありましたが、増収によって吸収し、営業利益は499,548千円（前期比23.8%増）、経常利益は502,907千円（前期比23.6%増）とそれぞれ伸長しました。当期純利益は、本社移転に伴う特別損失を計上したことから305,412千円（前期比0.3%増）となりました。

第39期第1四半期累計期間(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)

当第1四半期累計期間における当社の経営成績は、次の表のとおりです。

	当第1四半期累計期間
売上高	1,678,110千円
営業利益	541,449千円
経常利益	541,428千円
四半期純利益	353,184千円

当事業年度の取組みは、次のとおりです。

当第1四半期累計期間においては、引き続きウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」で毎日新しいコンテンツを発信し、信頼とブランド価値を高めることで業績向上を目指しました。

主力商品の『ほぼ日手帳』は、2017年版を自社のインターネット通販とロフト各店で9月1日より発売しました。初めて過去の手帳カバーを販売する「ほぼ日手帳アーカイブショップ」を設けました。さらに手帳カバーとセットで購入できる本体の選択肢を増やし、顧客の利便性を向上させたことで、売上伸長につながったと考えています。このほか、中国のSNS「Weibo」で当社手帳の情報発信を開始し、ファン層が拡大したことで中国を中心とした海外からの受注が伸長したと考えています。

その他、手帳以外ではアパレル『ほぼ日の水沢ダウン』、食品『カレーの恩返し』が最も売れた商品となりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,678,110千円となりました。

平成28年6月に公開した犬や猫の写真SNSアプリ「ドコノコ」のアップデートに伴う開発や、中長期の成長に向けて人材採用、外部人材への業務委託を積極化したこと等の販管費が発生し、営業利益は541,449千円、経常利益は541,428千円、四半期純利益は353,184千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第38期事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物は1,128,760千円と前年同期末と比べ19,575千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年8月期)	当事業年度 (平成28年8月期)	前年同期末増減
営業活動による キャッシュ・フロー	446,883千円	273,527千円	△173,356千円
投資活動による キャッシュ・フロー	△254,836千円	△162,953千円	91,883千円
財務活動による キャッシュ・フロー	△859千円	△90,999千円	△90,139千円

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、273,527千円の純収入（前年同期比38.8%減）となりました。これは主に税引前当期純利益が472,027千円となったこと、仕入債務が171,685千円増加したこと、法人税等の支払額228,563千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、162,953千円の純支出（前年同期比36.1%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得に115,736千円を支出したこと、差入保証金の回収による収入46,213千円があったものの、差入保証金の差入による支出90,628千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、90,999千円の純支出（前年同期比10,485.2%増）となりました。これは主に配当金の支払によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

第38期事業年度及び第39期第1四半期累計期間における受注、販売実績は次のとおりです。なお、当社は単一セグメントのためセグメント別の記載はしていません。

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

一部商品で受注生産を行う他は、大半が見込生産のため記載を省略しています。

(3) 販売実績

第38期事業年度及び第39期第1四半期累計期間における販売実績は、次のとおりです。

内訳	第38期事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)		第39期第1四半期 累計期間 (自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
直販	2,362,873	118.5	1,157,975
卸売 (注) 1.	1,070,411	115.7	371,084
商品売上 計	3,433,285	117.6	1,529,059
その他売上 (注) 2.	334,222	103.3	149,050
売上 合計	3,767,507	116.2	1,678,110

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下の表のとおりです。

相手先	第37期事業年度		第38期事業年度		第39期第1四半期 累計期間	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社ロフト	722,873	22.3	829,995	22.0	284,395	16.9

2. その他売上は主に送料売上、ライセンス収入等です。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

(1) 新サービスの立ち上げと拡大

「ほぼ日刊イトイ新聞」の他に新サービスを立ち上げ、魅力的なオリジナルコンテンツの幅を広げ、「やさしく、つよく、おもしろく。」の姿勢で複数のサービスを運営する企業になることを目指しています。社外のクリエイターの方々にとってもコンテンツを生む新しい「場」となり、より多くの生活者に楽しんでいただけるよう、新しいサービスの開発を進めていきます。

(2) 人材の確保と育成

今後想定される事業拡大や新サービスを実現するには、継続的な人材の確保と、当社の考え方や価値を生む仕組みに適した人材の育成が重要だと考えています。今後も人材の確保と社内育成に優先的に取組んでいきます。

(3) インターネット環境変化への対応

インターネット業界は技術環境の変化が早く、生活者とインターネットの関わり方もデバイスやサービスとともに変わっていきます。魅力的なコンテンツを多くの方に楽しんでいただけるような技術対応をすすめる他、インターネット環境の動向にかかわらずコンテンツを楽しむ場を開発する、というふたつの方向から整備していきます。

(4) 市場の拡大

「ほぼ日刊イトイ新聞」にて開発した商品コンテンツは、自社のウェブサイトのインターネット通販で販売を重ねながら商品力を高めた後、他の販路にも展開して、より多くの生活者に楽しんでも頂くことが重要だと考えています。国内では既存販路の強化や新規販路の開拓、海外に向けては自社のウェブサイトの外国語コンテンツ強化等を通して顧客を広げ、関係づくりを進めていきます。

(5) 経営基盤の強化

当社は小規模組織です。今後想定される事業拡大や新規事業を実現するため、経営陣の能力、組織運営、内部管理、様々なステークホルダーとの関係、機動的な財務運営等を継続的に高め、経営基盤の強化を図っていきます。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあり、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しています。これらのリスクについては、その発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。

なお、文中にある一部将来に関するリスクについては、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性のあるすべての事項を網羅するものではありません。

(1) ブランドに関するリスク

① ブランド力の低下

当社は、ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」で糸井重里のエッセイ「今日のダーリン」をはじめとする様々なコンテンツを平成10年6月より毎日更新し、高品質のコンテンツをつくり続けて、ウェブサイトとして独自の位置づけと信頼を得てきました。主力商品『ほぼ日手帳』もウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」から半ば独立したブランドとして進化しつつあります。人材の確保と育成、各チームが企画から顧客対応まで担当して内発的動機が深まり、社内外から「見られている」状態を保つ組織運営等を通して、今後もコンテンツを生む力を強化し、ウェブサイト及び商品のブランド価値を高めていきます。しかし、生活者の志向の変化等をきっかけに当社のブランド価値が低下した場合、サイトへの訪問数や販売数量の低下により、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 新サービスに関するリスク

当社は、より多くの顧客に喜んでいただき、持続的な成長を図るため、犬や猫のスマートフォン用写真SNSアプリ「ドコノコ」等の新しいサービスの開発を進めています。適切な人材配置や、新サービスの損益管理を通して、リスクをコントロールしていますが、スマートフォンアプリの市場が成熟していないために、今後、市場構造が急激に変化する等、予測困難な問題が発生して計画通りに進まない場合には、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 組織に関するリスク

① 人材投資

当社は、長期的な事業継続と成長を目指して経営しています。そのために人材投資を強化しており、短期的な財務成果より投資を優先することがあります。職場としての魅力を高めて発信し、採用手法や育成機会を多様化する等、人材投資の効果向上を図っていますが、人材の確保や能力開発が計画とおりに進まない等の場合、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 代表取締役への依存について

創業者であり代表取締役の糸井重里は、当社全体の経営方針や経営戦略の立案をはじめ、社会的な知名度と信頼、広い人脈による関係構築、新規事業の構想、毎日のエッセイ「今日のダーリン」執筆等、当社の事業活動上重要な役割を果たしています。代表取締役に依存しない組織的な経営体制の構築を進めていますが、何らかの事情により代表取締役が業務を継続することが困難になった場合、一時的に事業推進力が停滞し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織であること

当社の組織体制は小規模であり、業務執行体制もそれに応じたものになっています。今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制の充実を図っていますが、当社の事業領域の環境や競合状況が急変する場合、対応に要する経営資源が不十分なために、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 組織風土の維持、強化

当社では、内発的動機と自己管理を基礎にした組織風土が、高品質のコンテンツやサービスを生む源となっています。そのため、組織風土の維持強化を念頭において、採用、人材育成、組織開発を進めていますが、急激な組織拡大等により、こうした組織風土が十分機能しなくなると、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) インターネット環境等に関するリスク

① インターネットを取り巻く環境について

当社は、ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」の運営を事業の中核に据えています。メディアとして紙媒体や放送と比べて低コストでリアルタイムに発信でき、地域を問わざ多くのユーザーとつながることができるメリットは、平成10年の開設当時から変わりません。そのため、インターネットのさらなる発展が、当社事業の成長にとって重要だと考えています。一方、技術進展が早い領域であり、例えばユーザーが利用する機器も急速に変化します。そのため当社では、インターネット技術動向の情報収集及び技術力の向上刷新を図っていますが、こうした変化への対応が不十分な場合、ユーザーの訪問数、購買者数の減少等を通じて、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② インターネット通販の利用動向

当社は、オリジナル企画商品を販売しており、売上高の約6割がインターネット通販によるものです。インターネット通販には、サイトを訪れた顧客に、商品の作り手とユーザー双方のエピソードを紹介し、その商品の魅力を詳しく伝えられるという、他の販路にはないメリットがあります。当社では、生活者のインターネット通販利用動向に関する情報収集を図っていますが、何らかの予測困難な要因により、生活者のインターネット通販利用動向が急激に変化し、その対応が不十分な場合、ユーザーの訪問数、顧客数の減少等を通じて、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ システムトラブル

「ほぼ日刊イトイ新聞」のコンテンツ配信、商品の受注、決済、発送指示等の主要業務に内部、及び外部の情報システム及びネットワークを活用しています。当社では、バックアップ体制の強化等システムトラブル防止策、トラブル発生時の対応プラン策定、社員教育等の対応を継続的に図っていますが、当社が使用している情報システム及びネットワークに、自然災害、人為的過誤、停電、コンピューターウィルス、ハッカー等により障害等が発生した場合、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の取り扱いに関するリスク

当社では、インターネット通販において登録ユーザーから取得した個人情報や、購買履歴を含む個人情報等を保有しています。当社はこれらの個人情報の管理について、より厳格な管理を目的としたシステム構築、運用を行っています。当社では、システムの継続的改善、トラブル発生時の対応プラン策定、社員教育等の対応を継続的に図っていますが、システムの瑕疵等何らかの不測の事態によりこれらのデータが外部に漏えいした場合、当社への損害賠償請求や当社の信用低下等によって、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 商品開発と販売に関するリスク

① 特定商品への依存度に関するリスク

『ほぼ日手帳』は、売上高の約7割を占め、当社の主要商品となっています。手帳市場動向に関する民間の調査によると、法人需要は経費削減等の影響で横ばいないし微減の一方向で、デジタル文具やスマートフォンが普及したことでの、アナログ手帳の良さを再評価する層が顕在化し、個人向けは底堅い動きになっていると見られています。また、手帳の中では女性を中心として綴じ手帳が成長を牽引しています。『ほぼ日手帳』は個人向けの綴じ手帳であり、足元の市場動向は堅調です。ただし、将来、市場動向が悪化し、また特定の仕入先への依存はないものの、仕入数量の減少や遅延等を通じて『ほぼ日手帳』の売上が減少する場合は、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 四半期の変動に関するリスク

当社の主力商品『ほぼ日手帳』は、商品の性質上、例年秋から冬に多く購入され、春から夏には販売が低調になる季節性があります。当社では、手帳の閑散期に販売を補う商品や市場の開拓を図っていますが、当社の業績は四半期毎に大きく変動します。なかでも第3四半期は売上が落ち込み、それに伴って利益も大幅に落ち込む傾向があります。このため四半期毎の一定期間で区切った場合、期間毎の業績は大きく変動します。

平成28年8月期の四半期毎の売上高及び営業利益（損失）は、次のとおりです。

	第1四半期 (平成27年11月30日)	第2四半期 (平成28年2月29日)	第3四半期 (平成28年5月31日)	第4四半期 (平成28年8月31日)	通期 (平成28年8月31日)
売上高	1,493,645千円	1,159,204千円	389,696千円	724,961千円	3,767,507千円
売上構成比	39.6%	30.8%	10.3%	19.2%	100.0%
営業利益 (損失)	429,039千円	231,388千円	△122,497千円	△38,381千円	499,548千円

(注) 1. 平成28年8月期の各四半期売上高及び営業利益（損失）は東陽監査法人のレビュー及び会計監査を受けていません。

2. 平成28年8月期の第1四半期は四半期決算を行っていません。このため、第1四半期の営業利益（損失）は月次の速報値を使用しています。

③ 商品評価損に関するリスク

当社は、市場を創造することを方針として、付加価値の高い独自商品を開発し、新販路を含む幅広い市場開拓を図っています。また、特に新商品では、少量販売や受注販売を活用して在庫リスクを抑えています。しかし、不測の事態により想定を超える滞留在庫が生じた場合には、棚卸資産に関して商品評価損を計上する結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 物流業務の外部委託に関するリスク

当社は、インターネット通販において仕入先から納品される商品の在庫管理業務、商品の梱包、発送等に関する業務、顧客への商品受け渡し、商品代金回収業務等の物流業務を外部業者に委託しています。当社では外部委託業者と緊密に連携し、サービス水準の把握と向上を図っており、また、外部委託先との契約に基づき、直接的な損害は外部委託業者に賠償請求できます。しかし、外部業者のサービスの遅延及び障害等が発生し、当社に対する顧客の信用低下が発生した場合等においては、当社への損害賠償請求や当社の信用下落等によって、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定販売先への依存度に関するリスク

当社は、インターネット通販による消費者への直販を中心に行っていますが、主要商品の『ほぼ日手帳』等一部の商品については卸販売を行っており、主要販売先は株式会社ロフトです。株式会社ロフトと、当社との関係は良好ですが、株式会社ロフトの今後の営業方針等の変化によっては、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 法的規制に関するリスク

当社は、コンテンツによって集客して「場」をつくり、主にインターネット通販によって収益を得ています。そのため、著作権法等コンテンツ制作に関する各種法規制、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法等の物販に関する各種法規制、個人情報保護法等情報管理に関する法規制等に基づいて事業を運営しています。当社は各種法規制を遵守しており、現時点において重大な法的問題は生じていないものと認識しています。また、各種法規制を遵守すべく、適宜行政当局に相談するとともに、法務の体制強化を進めています。しかしながら、法規制における解釈、運用の変化や規制の強化、新たな規制の制定等により、より厳格な対応を求める場合には、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

株式会社気仙沼ニッティングについて

当社の非連結子会社である株式会社気仙沼ニッティングは、ニット製品の企画、製造、販売を主な業務としています。気仙沼地域の人びとの手編みした高級ニット商品を、主にインターネット通販によって販売して収益を得ています。平成23年3月の東日本大震災後、糸井重里が、「被災地、中でもご縁があった気仙沼で復興に役に立てるしたら、収益事業を構想し実現して地域に引き継ぐことではないか」と考えたことから、この事業の構想が生まれ、平成23年末に当社内のプロジェクトとして着手しました。現社長については、当社と取材をきっかけに知りあった人物で、当社役員と同じ会社に勤務した経験があることから共通の知人が複数おり、ブータン王国政府に勤務したのち東北の復興支援の仕事にも携わっていたことから、属性が確かで当事業立ち上げの資質も

適正であると判断し、当社から打診して平成24年6月に当社に入社、すでに当社内でスタートしていた気仙沼ニッティング事業リーダーに着任しました。発案した当初から「収益事業を立ち上げ、それをのちのち気仙沼の方々にお渡しする」ことを目標にしていましたので、収益化の目途が立った平成25年6月に当社から分社しました。

現在の資本関係は、当社より20%出資、当社から社長として出向している社員が40%出資し、株式会社気仙沼ニッティングは当社の子会社となっています。

設立当初は、同社を継続的に収益が見込める会社に育てた上で、当社及び社員の保有する同社株式を気仙沼の方々に譲渡し、3年程度で当社の子会社ではなくすることを目指していました。当社従業員個人の出資は、当該社員のコミットメントを高めるため、本人に出資を打診し了解を得たものでした。同社事業は順調に推移していますが、地域の状況が当初想定と異なる進展をした面もあり、まだ地域の方々への株式譲渡には至っていません。経営についても同様に、3年程度で当社外の人材に同社社長を譲ることを目指していましたが、現在までに適切な人材が見つからず、後任は決まっていません。このように、資本関係及び社員の出向の解消は、当初想定より時間を要していますが、当社としては引き続き、同社を「気仙沼の方々にお渡しする」ことを目指しております、現在は過渡期と考えています。

現在、当該社員は引き続き社長として株式会社気仙沼ニッティングに出向しています。当社は当該社員に当社基準に基づく給与を支払い、一方、その一部にあたる金額しか同社から出向負担金として受け取っていません。当社における業務としては、事業の進捗と経営方針に関する報告を週1回、行っています。これらの報告は、新規事業を推進し育成するノウハウとして当社に蓄積され、現在、「ドコノコ」を含む他の新規事業の計画や推進にあたり有用な知見となっています。当該社員の当社における業務は、長期的には当社業績に貢献しますが、足元の業績には貢献しません。現在は非連結のため、同社業績は、当社の業績に反映されていません。同社が経営的に自立するまでは、この状況が継続します。将来同社が成長して連結子会社となった場合は、当社の業績に影響する可能性があります。また、連結子会社となった場合でも、設立の経緯から、将来的に同社株式を地域の方々に譲渡する予定です。その際、連結対象から外れ、当社の業績に影響する可能性があります。同社との取引は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 関連当事者情報」に記載の通りです。当事業年度の取引内容を以下に再掲します。

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 気仙沼 ニッティング	宮城県 気仙沼市	10,000	ニット商品 の企画・製 造・販売	(所有) 直接 20 (注) 2.	・商品の仕 入・販売 ・役員の出 向 ・役務の提 供・受入	社員の出向 料、業務委 託費等の受 入(注) 1.	1,590	未収入金	171

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 社員出向料、業務委託費等については、株式会社気仙沼ニッティングより提示された金額を元に毎期交渉の上決定しています。
2. 従業員が議決権の40%を直接所有しています。
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 資産、負債及び純資産の状況

第38期事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

	前事業年度末 (平成27年8月31日)	当事業年度末 (平成28年8月31日)	前年同期末増減
資産合計	2,723,668千円	3,154,953千円	431,285千円
負債合計	950,148千円	1,169,385千円	219,237千円
純資産合計	1,773,519千円	1,985,568千円	212,048千円

(資産の部)

流動資産は、2,517,381千円と前年同期末より291,539千円の増加となりました。これは主に売上債権の増加117,965千円と、たな卸資産の増加111,597千円によるものです。

有形固定資産は、184,207千円と前年同期末より70,357千円の増加となりました。これは主に事務所移転に伴う設備の増加134,551千円と、事務所移転に伴う設備の除却46,228千円によるものです。

無形固定資産は、18,867千円と前年同期末より14,854千円の増加となりました。これは主に基幹業務ソフトの入替に伴う増加19,026千円によるものです。

投資その他の資産は、434,497千円と前年同期末より54,532千円の増加となりました。これは主に事務所移転に伴う保証金の増加41,999千円によるものです。

(負債の部)

流動負債は、1,017,863千円と前年同期末より154,782千円の増加となりました。これは主に仕入債務の増加171,685千円によるものです。

固定負債は、151,522千円と前年同期末より64,455千円の増加となりました。これは主に資産除去債務の増加31,786千円等によるものです。

(純資産の部)

純資産の部は、1,985,568千円と前年同期末より212,048千円の増加となりました。これは主に利益剰余金の増加215,412千円によるものです。

第39期第1四半期累計期間(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)

	前事業年度末 (平成28年8月31日)	当第1四半期会計期間末 (平成28年11月30日)	前事業年度末比増減
資産合計	3,154,953千円	3,051,679千円	△103,274千円
負債合計	1,169,385千円	784,669千円	△384,716千円
純資産合計	1,985,568千円	2,267,009千円	281,441千円

(資産の部)

流動資産は、2,399,538千円と前事業年度末に比べて117,843千円の減少となりました。これは主に現金及び預金の増加29,881千円と、売掛金の増加62,256千円、商品の減少179,610千円によるものです。

有形固定資産は、180,139千円と前事業年度末に比べて4,067千円の減少となりました。これは主に減価償却による減少7,378千円とPC・サーバの購入による増加3,017千円によるものです。

無形固定資産は、18,018千円と前事業年度末に比べて848千円の減少となりました。これは主に減価償却による減少1,338千円によるものです。

投資その他の資産は、453,982千円と前事業年度末に比べて19,485千円の増加となりました。これは主に投資有価証券の評価額の増加27,916千円によるものです。

(負債の部)

流動負債は、631,093千円と前事業年度末に比べて386,769千円の減少となりました。これは主に主要な手帳の仕入時期が終わり買掛金が469,822千円減少したことによるものです。

固定負債は、153,575千円と前事業年度末に比べて2,053千円の増加となりました。これは主に退職給付引当金が4,567千円増加したこと、新事務所のフリーレント期間による負債の減少2,319千円によるものです。

(純資産の部)

純資産の部は、2,267,009千円と前事業年度末に比べて281,441千円の増加となりました。これは主に利益剰余金の増加263,184千円によるものです。

(2) 経営成績の状況

「1 業績等の概要 (1)業績」に記載した事項をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況

「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載した事項をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「4 事業等のリスク」に記載した事項をご参照ください。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は「やさしく、つよく、おもしろく。」を行動指針とし、ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」でオリジナルの読み物を毎日更新して掲載しています。ユーザーの反応から生活者の活動機を考察し、生活関連商品を企画して、販売しています。

当社では、当社の独自性をうむカギとなるプロセスを模式化し、「クリエイティビティの3つの輪」と呼んでいます。「社会」が円環で示され、その内側が当社の活動です。



	[集合]	[動機]	[実行]
円環の内側	当社発信のコンテンツに顧客が集まります。	社内で、顧客の反応等から、生活者が暗黙のうちに感じている「あつたらいいな」という気持ちを考察し、共有します。企画担当者は、自らが「作りたい」と発する動機と、「集合」から得た考察を対照させながら企画を掘り下げます。	企画を編集・制作するプロセスです。「集合」の様子や「動機」の掘り下げと常に同期しながら、臨機応変に進みます。
円環の外側	[社会] 「集合」「動機」「実行」が「社会」に対して開いているのは、独りよがりな内輪受けにならず、社会を意識し、社会に対してオープンでありたいからです。		

このようにして発信したコンテンツについて、インターネットを介して顧客から寄せられる反応を、直接リアルタイムに受け止め、スピーディーに考察し、「動機」「実行」と同期しながら次の企画を生んでいきます。このプロセスを通して、商品力も販売方法も進化を続けます。その結果、多くの商品がロングセラーとなっていると考えています。結果として、生活者の気持ちに関する考察の蓄積が、当社の独自性を形作っていると考えます。

当社の行動指針は「やさしく、つよく、おもしろく。」です。

[やさしく]

人間として社会に受け入れられるための前提となるものです。
相互に助け合うということ、
自分や他人を「生きる」「生かす」ということです。

[つよく]

企画やアイデアやコンテンツを、
会社として、組織として「実現」「実行」できること、
現実に成り立たせることです。

[おもしろく]

価値を生み出し、コンテンツとして成り立たせるということです。
「ほぼ日刊イトイ新聞」「TOBICHI」のように
「場」を生み出し、ひとが「場」に集まる理由です。
これがほぼ日の「メシのタネ」です。

これは並んでいる「順番」も大事です。
「やさしく」を支えられる
「つよさ」がなければいけないし、
「おもしろく」がないと、
ふつうになってしまって選ばれません。
そして、おおもとに「やさしく」がないと
自分を生かす意味もなくなるんです。

「ほぼ日刊イトイ新聞」では常に新しいコンテンツや新商品を絶やさず、また、「ほぼ日手帳」では、国内に加え、中国やアメリカ等の海外ユーザーにもコンテンツを発信し、長期的な成長を図っていきたいと考えています。平成28年6月に配信開始した、犬や猫の写真SNSアプリ「ドコノコ」では、「ほぼ日刊イトイ新聞」とは異なった層を集客し、「場」として育てていきたいと考えています。将来的には、さらに新たなコンセプトの「場」を新事業として立ち上げ、顧客層の拡大を図り、企業価値を高めていきたいと考えています。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、当社が今後長期的に業容を拡大し、より高品質なサービスを継続的に提供していくために、「3 対処すべき課題」に記載の課題に対処していく必要があると認識しています。そのため、現在及び将来における市場ニーズや事業環境の変化を認識し、事業育成を通じて人材開発と組織力のさらなる向上を図りつつ、最適な解決策を実施していく方針です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第38期事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

当事業年度の設備投資の総額は165,023千円であり、主なものは次のとおりです。

平成28年1月に本社事務所を移転し、内装設備等に134,551千円の投資を行いました。

その他、基幹システムの入替、社内の備品、PC等情報機器の更新等に30,471千円の投資を実施しました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第39期第1四半期累計期間(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)

当第1四半期累計期間の設備投資の総額は3,800千円であり、主なものはPC等情報機器の更新等で、3,177千円の投資を実施しました。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成28年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積m ²)	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備	99,887	35,157	—	2,534	20,635	158,215	61 (8)
TOBICHI (東京都港区)	店舗設備	12,000	471	—	—	0	12,471	3 (5)
TOBICHI② (東京都港区)	店舗設備	28,239	656	—	—	—	28,896	
気仙沼のほぼ日 (宮城県気仙沼市)	事務所	2,726	283	—	—	0	3,010	1 (-)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれていません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具及びソフトウェアの合計です。
4. 建物及び土地を賃借しています。年間賃借料は137,276千円です。
5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員(1日8時間換算)です。
6. TOBICHIとTOBICHI②は、所在地は異なりますが、従業員が業務を兼務しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

- (注) 1. 平成28年11月29日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、発行可能株式総数は120,000株減少し、80,000株となっています。
2. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で株式分割に伴う定款変更を行いました。これにより発行可能株式総数は7,920,000株増加し、8,000,000株となっています。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	非上場	単元株式数100株
計	2,000,000	—	—

- (注) 1. 平成28年11月29日開催の株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。
2. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。これにより発行済株式総数は1,980,000株増加し、2,000,000株となっています。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）

	最近事業年度末現在 (平成28年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	52 (注) 1	46 (注) 1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	6	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104 (注) 1	9,200 (注) 1, 5, 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,274 (注) 2	883 (注) 2, 6
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月29日 至 平成36年11月28日	自 平成28年11月29日 至 平成36年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88,274 資本組入額 44,137	発行価格 883 (注) 6 資本組入額 442 (注) 6
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。	i 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	新株予約権の払込みについては、金銭の払込みを要しないものとする。	新株予約権の払込みについては、金銭の払込みを要しないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末は2株、提出日の前月末現在は200株です。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる、としています。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{1\text{株当たり時価}}{1\text{株当たり時価}}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日以前における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

当社が吸收合併存続会社となる吸收合併を行う場合、当社が吸收分割承継会社となる吸收分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

i 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

4. 新株予約権の取得の条件

i 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる、としています。

ii 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件 i に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる、としています。

5. 当社は、平成28年11月29日開催の取締役会において、会社法第276条の規定に基づき、保有する自己新株予約権の消却を行うことを決議し、平成28年11月29日付で消却しています。

6. 当社は、平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）

	最近事業年度末現在 (平成28年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	4 (注) 1	4 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8 (注) 1	800 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,274 (注) 2	883 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月29日 至 平成36年11月28日	自 平成28年11月29日 至 平成36年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88,274 資本組入額 44,137	発行価格 883 (注) 5 資本組入額 442 (注) 5
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。	i 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	新株予約権の払込みについては、金銭の払込みを要しないものとする。	新株予約権の払込みについては、金銭の払込みを要しないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末は2株、提出日の前月末現在は200株です。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる、としています。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日以前における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

i 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

4. 新株予約権の取得の条件

i 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる、としています。

ii 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件 i に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる、としています。

5. 当社は、平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）

	最近事業年度末現在 (平成28年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	11 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	2,200 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,686 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年11月29日 至 平成36年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,686 (注) 5 資本組入額 843 (注) 5
新株予約権の行使の条件	—	i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	—	新株予約権の払込みについては、金銭の払込みを要しないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株です。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる、としています。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日以前における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

i 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

4. 新株予約権の取得の条件

i 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる、としています。

ii 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件 i に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる、としています。

5. 当社は、平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年12月22日(注)	1,980,000	2,000,000	-	10,000	-	-

(注) 株式分割(1:100)によるものです。

(5) 【所有者別状況】

平成29年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	-	-	-	14	14	
所有株式数 (単元)	-	-	-	-	-	-	20,000	20,000	
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,000,000	-	-
総株主の議決権	-	20,000	-

(注) 平成28年11月29日開催の株主総会決議により、平成28年11月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。また、同日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。これに伴い、提出日現在において、「完全議決権株式(その他)」の株式数は普通株式2,000,000株、「議決権の数」は20,000個、「発行済株式総数の株式数」は2,000,000株、「総株主の議決権」の議決権の数は20,000個となっています。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

①第1回新株予約権

決議年月日	平成26年11月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
代用払込に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権（平成26年11月28日取締役会決議に基づく）」に記載しています。

(注) 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員46名となっています。

②第2回新株予約権

決議年月日	平成27年11月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
代用払込に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権（平成27年11月20日取締役会決議に基づく）」に記載しています。

③第3回新株予約権

決議年月日	平成28年11月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
代用払込に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）」に記載しています。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権（平成28年11月29日取締役会決議に基づく）」に記載しています。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、長期に亘る安定的な経営基盤の確保をめざし、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としています。具体的な配当は、キャッシュ・フローの状況等を基準に決定します。

内部留保につきましては、①魅力あるコンテンツを継続して提供するための必要資金として、また②新規事業、③経営の効率化に向けた情報システムへの投資等に活用し、経営基盤の安定と拡大に努めています。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としています。期末配当の決定機関は、株主総会です。

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

第38期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり4,500円としています。

基準日が第38期事業年度に関する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年11月29日 定時株主総会決議	90,000	4,500

(注) 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。

第38期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第38期事業年度に属する剰余金の配当を算定すると、1株当たり配当額は45円になります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場ですので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 6 名 女性 3 名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	—	糸井 重里	昭和23年11月10日	昭和54年12月 平成元年3月 平成13年6月	有限会社東京糸井重里事務所 (現 株式会社(ほぼ日)設立 代表取締役就任(現任) 株式会社エイプ設立 代表取締役就任(現任) フィールズ株式会社取締役就任 (現任)	(注) 3	720,000
取締役	商品事業部長	小泉 純子	昭和53年3月14日	平成13年4月 平成20年11月 平成24年12月 平成25年6月 平成28年5月	当社入社 当社事業支援部長就任 当社(ほぼ日)商品部長就任 当社取締役就任 当社取締役商品事業部長就任 (現任)	(注) 3	21,800
取締役	ほぼ日編集部長	永田 泰大	昭和43年4月23日	平成5年4月 平成15年3月 平成19年3月 平成20年11月	アスキー株式会社(現 株式会社KADOKAWA)入社 当社入社 当社編集部長就任 当社取締役就任 当社取締役ほぼ日編集部長就任 (現任)	(注) 3	20,000
取締役	CFO管理部長	篠田 真貴子	昭和43年3月1日	平成3年4月 平成10年9月 平成14年10月 平成19年7月 平成20年10月 平成20年12月	株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)入行 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 ノバルティスマーチ株式会社入社 ネスレニュートリション株式会社入社 当社入社 当社CFO管理部長就任 当社取締役CFO管理部長就任 (現任)	(注) 3	20,000
取締役	マーケティング部長	細井 潤治	昭和38年9月14日	昭和62年4月 平成9年3月 平成25年3月 平成25年6月	株式会社西武百貨店(現 株式会社そごう・西武)入社 株式会社ロフト分社転籍 当社入社 当社取締役マーケティング部長就任 (現任)	(注) 3	21,800
取締役	—	山本 英俊	昭和30年10月29日	昭和63年6月 平成12年3月 平成12年4月 平成19年6月	株式会社東洋商事(現 フィールズ株式会社)設立 代表取締役社長就任 株式会社エイプ取締役就任(現任) 当社社外取締役就任(現任) フィールズ株式会社代表取締役会長就任(現任)	(注) 3	401,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	—	上田 淳子	昭和43年7月2日	平成3年4月 平成9年11月 平成23年10月 平成26年4月 平成26年6月	野村證券株式会社入社 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 株式会社ウイングル(現 株式会 社LITALICO)入社 当社入社 当社監査役就任(現任)	(注)4	5,000
監査役	—	小池 敏夫	昭和10年1月17日	平成6年6月 平成7年6月 平成10年5月 平成14年6月 平成19年9月	新日本ファイナンス株式会社 代表取締役副社長就任 同社常勤監査役就任 同社顧問就任 フィールズ株式会社監査役就任 (現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	2,000
監査役	—	後藤 和年	昭和26年8月15日	昭和49年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成17年4月 平成20年4月 平成22年4月 平成25年7月 平成27年11月 平成28年5月	丸紅株式会社入社 丸紅歐州会社CFO就任 丸紅株式会社監査役室長就任 丸紅米国会社Chief Risk Officer 就任 シャープ株式会社入社 同社執行役員法務本部長就任 株式会社ワコム入社 同社法務部 長就任 当社監査役就任(現任) 株式会社エムティーアイ コーポ レート・サポート本部法務室顧問 就任(現任)	(注)4	2,000
計							1,214,500

- (注) 1. 取締役 山本 英俊は、社外取締役です。
 2. 監査役 小池 敏夫及び監査役 後藤 和年は、社外監査役です。
 3. 取締役の任期は、平成28年8月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
 4. 監査役の任期は、平成28年8月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・取引先・社会等、さまざまなステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、経営の健全性を高めていくための仕組みです。

コーポレート・ガバナンスはステークホルダーとの信頼の上に機能します。財務情報、非財務情報の開示によってステークホルダーとのフラットな関係を目指し対話を重ねていくこと、またコンプライアンスを重視することによって、ステークホルダーとの信頼が構築されると考えます。

こうした考えに基づいて機関やシステムを構築・運用し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築・深化に努めるのが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方です。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は会社法にもとづく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、業務をモニタリングする役割として内部監査担当を設置しており、これらの機関の相互連携によって適切な経営を行っています。

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役 6 名（うち社外取締役 1 名）で構成されています。取締役会は必要な場合に迅速な意思決定ができるよう、月 1 回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

b. 監査役・監査役会

当社の監査役会は、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で構成されています。監査役は取締役会その他の社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜発言しています。また、監査役は毎期監査計画を立案して監査を行い、毎月 1 回監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催することができます。また、効果的かつ効率的な監査の実施のため、内部監査担当及び会計監査人と定期的にコミュニケーションをもち、監査を行う上で有用な情報の共有化を図っています。

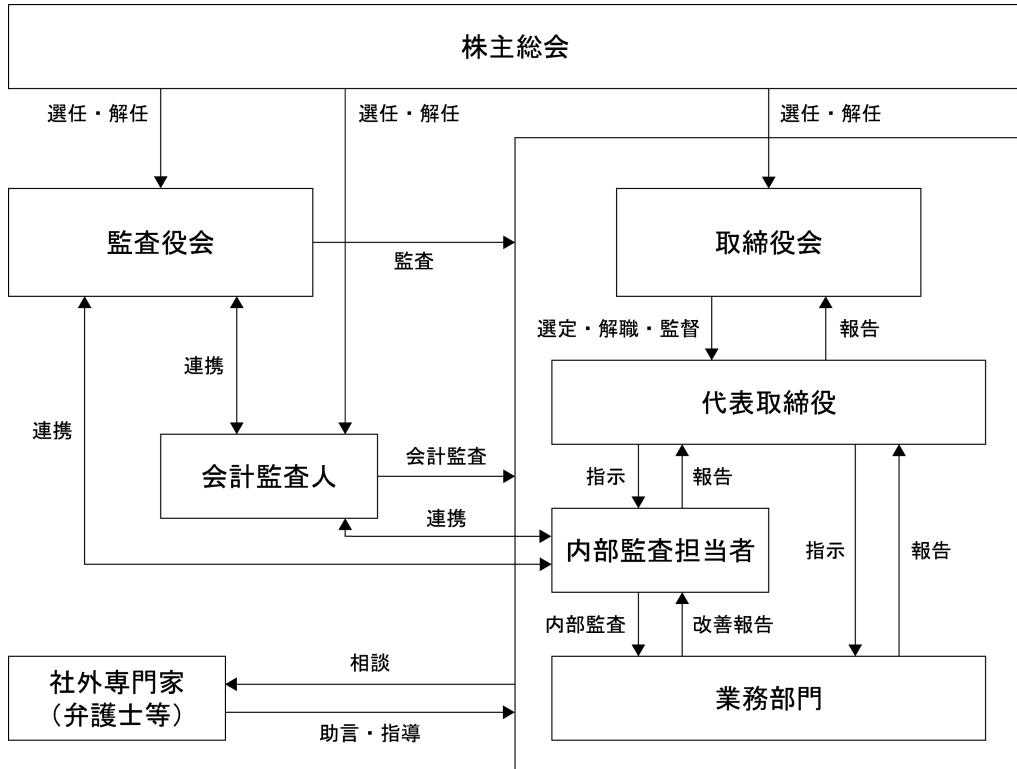
c. 内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役より任命された内部監査担当 2 名が内部監査を実施しています。内部監査担当者は、自己監査とならないように自分が所属する部署以外の監査を行っています。

d. 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。

四. 体制図



ハ. 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会決議により「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しています。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当による内部監査を実施しています。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査担当が内部監査規程に基づき基本計画を立案し、監査を実施しています。監査結果については代表取締役に報告し、必要に応じて改善を促し、フォローアップを行うことにより内部統制の改善・強化を図っています。

監査役監査については、監査役が監査役監査基準に基づき実施計画を立案し、取締役会及びその他社内会議への出席やヒアリングを通じて、取締役の業務執行を監査しています。

内部監査担当及び監査役会は効果的かつ効率的な監査のため、定期的に会合を開催してコミュニケーションを図り、お互いに必要な情報を共有しています。

④ 会計監査の状況

当社は、東陽監査法人との間で監査契約を締結しています。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 神保 正人
業務執行社員 長田 洋和

継続監査年数については両氏とも7年以内であるため、記載を省略しています。

なお、第39期以降は業務執行社員が神保 正人から米林 喜一に交代しています。

・監査業務における補助者の構成

公認会計士 6名
その他 4名

⑤社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しています。当社は経営判断の場における視点を広げることで監督機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役に、高い専門性及び見識等をもって、より客観的で独立した視点での助言を期待しています。なお、当社は社外取締役及び社外監査役について、独自の独立性判断基準を定めていませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性を有していると判断した人物を社外取締役及び社外監査役として選任しています。

社外取締役 山本 英俊は、長年にわたりフィールズ株式会社の経営に携わり、その経験を通じて培った経営の専門家としての経験・知識を有することから、適任と判断しています。

社外監査役 小池 敏夫は、新日本ファイナンス株式会社において経営に携り、その経験を通じて培った経営の専門的な知識・経験等を有することから、適任と判断しています。

社外監査役 後藤 和年は、丸紅株式会社を中心とした法務についての高度な能力・見識等を有することから、適任と判断しています。

なお、社外取締役 山本 英俊は当社株式を401,900株、社外監査役 小池 敏夫は当社株式を2,000株、社外監査役 後藤 和年は、当社株式を2,000株保有しています。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、資本関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

⑥リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理のため、リスク管理規程を制定する他、代表取締役の下に社内横断的なコンプライアンス・リスク管理体制を編成し、管理統括責任者として管理部長を、管理担当として各部門長をそれぞれ選任し、総務担当が事務局として、リスク管理の一元化並びに顧問弁護士との相談を迅速に行える体制を構築しています。

⑦役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	148,440	148,440	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	8,040	8,040	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	1
社外監査役	3,300	3,300	—	—	2

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上となる役員は存在しないため、記載を省略します。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めていません。

⑧取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨、定款で定めています。

⑨取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

⑩株主総会の特別決議要件

当社では、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑪中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことが出来る旨を定款で定めています。

⑫自己株式の取得

当社は機動的な資本政策の実施のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

⑬取締役、監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：千円)

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
5,100	—	5,750	3,000

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、四半期決算に係る助言業務です。

④ 【監査報酬の決定方針】

明文化した規定はありませんが、当該監査法人より監査計画の説明を受け、計画の妥当性やそれに伴う見積りを精査し、必要に応じて交渉を行い、監査役会の同意を持って決定しています。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しています。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)及び当事業年度(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けています。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成28年9月1日から平成28年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成28年9月1日から平成28年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けています。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものと考え、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりです。

- | | |
|-----------|------|
| ① 資産基準 | 1.1% |
| ② 売上高基準 | 0.8% |
| ③ 利益基準 | 3.5% |
| ④ 利益剰余金基準 | 0.8% |

※会社間項目の消去後の数値により算出しています。

- (2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりです。

- | | |
|-----------|------|
| ① 資産基準 | 1.1% |
| ② 売上高基準 | 0.8% |
| ③ 利益基準 | 3.5% |
| ④ 利益剰余金基準 | 0.8% |

※会社間項目の消去後の数値により算出しています。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するため、監査法人等が主催する各種セミナー等への参加や、会計専門誌の定期購読等を行ない、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備しています。

1 【財務諸表等】

- (1) 【財務諸表】
 - ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年8月31日)	当事業年度 (平成28年8月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	1,133,511	1,154,291
売掛金	483,417	601,382
商品	502,202	615,126
仕掛品	21,503	20,176
貯蔵品	2,628	6,306
前渡金	2,997	1,743
前払費用	23,905	26,889
繰延税金資産	56,057	87,185
その他	4,277	8,684
貸倒引当金	△4,659	△4,405
流动資産合計	<u>2,225,842</u>	<u>2,517,381</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	133,712	160,249
構築物	197	197
車両運搬具	3,523	3,228
工具、器具及び備品	71,509	91,862
減価償却累計額	△95,092	△71,330
有形固定資産合計	<u>113,849</u>	<u>184,207</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	3,531	18,386
その他	480	480
無形固定資産合計	<u>4,012</u>	<u>18,867</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	297,514	292,777
関係会社株式	2,000	2,000
繰延税金資産	27,266	41,064
その他	53,183	98,655
投資その他の資産合計	<u>379,964</u>	<u>434,497</u>
固定資産合計	<u>497,826</u>	<u>637,572</u>
資産合計	<u>2,723,668</u>	<u>3,154,953</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年8月31日)	当事業年度 (平成28年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	527, 160	698, 845
未払金	77, 612	95, 114
未払費用	2, 973	16, 616
未払法人税等	154, 773	136, 007
未払消費税等	62, 796	—
リース債務	999	999
前受金	1, 294	3, 755
預り金	13, 341	12, 376
賞与引当金	22, 131	54, 149
流動負債合計	863, 081	1, 017, 863
固定負債		
長期リース債務	2, 714	1, 715
退職給付引当金	73, 437	78, 494
資産除去債務	10, 915	42, 701
その他	—	28, 610
固定負債合計	87, 067	151, 522
負債合計	950, 148	1, 169, 385
純資産の部		
株主資本		
資本金	10, 000	10, 000
利益剰余金		
利益準備金	2, 500	2, 500
その他利益剰余金		
別途積立金	500, 000	500, 000
繰越利益剰余金	1, 263, 053	1, 478, 465
利益剰余金合計	1, 765, 553	1, 980, 965
株主資本合計	1, 775, 553	1, 990, 965
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2, 033	△5, 397
評価・換算差額等合計	△2, 033	△5, 397
純資産合計	1, 773, 519	1, 985, 568
負債純資産合計	2, 723, 668	3, 154, 953

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成28年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,184,172
売掛金	663,639
商品	435,516
仕掛品	7,972
貯蔵品	6,737
その他	109,299
貸倒引当金	△7,799
流動資産合計	2,399,538
固定資産	
有形固定資産	
建物	160,249
工具、器具及び備品	94,960
その他	3,060
減価償却累計額	△78,130
有形固定資産合計	180,139
無形固定資産	18,018
投資その他の資産	
投資有価証券	322,694
その他	131,288
投資その他の資産合計	453,982
固定資産合計	652,140
資産合計	3,051,679
負債の部	
流動負債	
買掛金	229,023
賞与引当金	15,772
未払法人税等	185,682
その他	200,616
流動負債合計	631,093
固定負債	
退職給付引当金	83,061
資産除去債務	42,757
その他	27,756
固定負債合計	153,575
負債合計	784,669
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	2,244,149
株主資本合計	2,254,149
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	12,860
評価・換算差額等合計	12,860
純資産合計	2,267,009
負債純資産合計	3,051,679

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
売上高	3, 243, 505	3, 767, 507
売上原価		
商品期首たな卸高	385, 172	604, 188
当期商品仕入高	1, 541, 024	1, 756, 423
合計	<u>1, 926, 197</u>	<u>2, 360, 611</u>
商品他勘定振替高	※3 21, 978	※3 17, 895
商品期末たな卸高	604, 188	763, 725
商品評価損	82, 586	46, 613
商品売上原価	<u>1, 382, 617</u>	<u>1, 625, 603</u>
売上総利益	1, 860, 887	2, 141, 904
販売費及び一般管理費	※2 1, 457, 430	※2 1, 642, 355
営業利益	403, 456	499, 548
営業外収益		
受取利息	276	126
業務受託料	※1 1, 797	※1 1, 750
償却債権取立益	581	340
投資有価証券売却益	—	436
その他	857	1, 314
営業外収益合計	<u>3, 514</u>	<u>3, 968</u>
営業外費用		
投資有価証券売却損	—	58
その他	143	551
営業外費用合計	<u>143</u>	<u>609</u>
経常利益	406, 827	502, 907
特別利益		
保険解約返戻金	76, 093	15, 369
特別利益合計	<u>76, 093</u>	<u>15, 369</u>
特別損失		
固定資産除却損	—	※4 46, 249
特別損失合計	<u>—</u>	<u>46, 249</u>
税引前当期純利益	482, 920	472, 027
法人税、住民税及び事業税	154, 829	209, 797
法人税等調整額	23, 621	△43, 183
法人税等合計	178, 450	166, 614
当期純利益	<u>304, 469</u>	<u>305, 412</u>

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)	
売上高	1,678,110
売上原価	632,144
売上総利益	1,045,965
販売費及び一般管理費	504,516
営業利益	541,449
営業外収益	
受取利息	6
業務受託料	497
その他	256
営業外収益合計	759
営業外費用	
雑損失	780
営業外費用合計	780
経常利益	541,428
税引前四半期純利益	541,428
法人税、住民税及び事業税	185,682
法人税等調整額	2,561
法人税等合計	188,244
四半期純利益	353,184

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	利益剰余金			株主資本合計				
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金 繙越利益剰余金					
当期首残高	10,000	2,500	500,000	958,583	1,471,083	—	1,471,083		
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—		
当期純利益	—	—	—	304,469	304,469	—	304,469		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	△2,033	△2,033		
当期変動額合計	—	—	—	304,469	304,469	△2,033	302,436		
当期末残高	10,000	2,500	500,000	1,263,053	1,775,553	△2,033	1,773,519		

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	利益剰余金			株主資本合計				
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金 繙越利益剰余金					
当期首残高	10,000	2,500	500,000	1,263,053	1,775,553	△2,033	1,773,519		
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	△90,000	△90,000	—	△90,000		
当期純利益	—	—	—	305,412	305,412	—	305,412		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	△3,364	△3,364		
当期変動額合計	—	—	—	215,412	215,412	△3,364	212,048		
当期末残高	10,000	2,500	500,000	1,478,465	1,990,965	△5,397	1,985,568		

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	482,920	472,027
減価償却費	18,772	33,855
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,737	△254
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,269	32,018
退職給付引当金の増減額（△は減少）	9,076	5,057
受取利息及び受取配当金	△276	△126
固定資産除却損	61	46,249
売上債権の増減額（△は増加）	△70,125	△117,965
たな卸資産の増減額（△は増加）	△131,428	△111,597
貯蔵品の増減額（△は増加）	△2,510	△3,678
その他の資産の増減額（△は増加）	639	△1,087
仕入債務の増減額（△は減少）	121,970	171,685
為替差損益（△は益）	2	—
投資有価証券売却損益（△は益）	—	△377
保険解約返戻金	△76,093	△15,369
未払消費税等の増減額（△は減少）	79,978	△69,077
その他の負債の増減額（△は減少）	9,756	60,606
小計	<u>446,751</u>	<u>501,964</u>
利息及び配当金の受取額	276	126
法人税等の支払額	△144	△228,563
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>446,883</u>	<u>273,527</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（△は増加）	△1,204	△1,204
有形固定資産の取得による支出	△28,970	△115,736
無形固定資産の取得による支出	—	△16,855
有形固定資産の売却による収入	—	260
投資有価証券の取得による支出	△300,000	△300,370
投資有価証券の売却による収入	—	300,377
差入保証金の差入による支出	—	△90,628
差入保証金の回収による収入	—	46,213
保険積立金の解約による収入	76,093	15,369
その他	△755	△377
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△254,836</u>	<u>△162,953</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	—	△90,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△859	△999
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△859</u>	<u>△90,999</u>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	191,185	19,575
現金及び現金同等物の期首残高	918,000	1,109,185
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,109,185	※1 1,128,760

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 : 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品 : 個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法を採用しています。（リース資産を除く）

なお、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15～22年

無形固定資産 : 定額法を採用しています。（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 : 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 : 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品 : 個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法を採用しています。（リース資産を除く）

なお、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しています。また、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
主な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～22年

無形固定資産 : 定額法を採用しています。（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 : 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しが行われたもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものです。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ①（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ③（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

2. 適用予定期

平成28年9月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
業務受託料	1,317	1,590

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
給料手当	404,372	408,319
発送費	314,395	360,253
役員報酬	158,280	159,780
賞与引当金繰入額	22,131	54,149
貸倒引当金繰入額	4,659	2,874
退職給付費用	12,477	12,146
減価償却費	18,772	33,855

おおよその割合

(単位：%)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
販売費	34	33
一般管理費	66	67

※3 他勘定振替高の主な内容は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
販売促進費	10,973	11,523
コンテンツ制作費	4,022	2,914
広告宣伝費	3,758	2,333
貯蔵品	2,480	1,056

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
建物	—	44,837
工具、器具及び備品	—	1,411
合計	—	46,249

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90,000	4,500	平成27年8月31日	平成27年11月24日

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月20日 定時株主総会	普通株式	90,000	4,500	平成27年8月31日	平成27年11月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90,000	4,500	平成28年8月31日	平成28年11月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりです。
(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
現金及び預金	1,133,511	1,154,291
預入期間が3か月を超える定期預金	△24,325	△25,530
現金及び現金同等物	1,109,185	1,128,760

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
重要な資産除去債務の計上額	6,398	31,591

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金については、自己資金で充当しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産により運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であり流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経理担当が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません((注) 2を参照ください。)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,133,511	1,133,511	—
(2) 売掛金※ 貸倒引当金	483,417 △4,659	478,757	—
(3) 投資有価証券	296,854	296,854	—
資産計	1,909,123	1,909,123	—
(1) 買掛金	527,160	527,160	—
(2) 未払法人税等	154,773	154,773	—
負債計	681,933	681,933	—

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

投資有価証券について、取引金融機関から提示された価格をもって時価としています。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成27年8月31日
関係会社株式	2,000
匿名組合出資金	660

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,133,511	—	—	—
売掛金	483,417	—	—	—
合計	1,616,928	—	—	—

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金については、自己資金で充当しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産により運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経理担当が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません((注) 2を参照ください)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,154,291	1,154,291	—
(2) 売掛金※ 貸倒引当金	601,382 △4,405	596,977	—
(3) 投資有価証券	292,117	292,117	—
資産計	2,043,385	2,043,385	—
(1) 買掛金	698,845	698,845	—
負債計	698,845	698,845	—

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

投資有価証券について、取引金融機関から提示された価格をもって時価としています。

負債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成28年8月31日
関係会社株式	2,000
匿名組合出資金	660

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,154,291	—	—	—
売掛金	601,382	—	—	—
合計	1,755,673	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額は、関係会社株式2,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	296,854	300,000	△3,145
小計	296,854	300,000	△3,145
合計	296,854	300,000	△3,145

その他有価証券（貸借対照表計上額は、投資有価証券660千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損の判定にあたっては、事業年度末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額は、関係会社株式2,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	292,117	300,370	△8,252
小計	292,117	300,370	△8,252
合計	292,117	300,370	△8,252

その他有価証券（貸借対照表計上額は、投資有価証券660千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	300,377	436	58
合計	300,377	436	58

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損の判定にあたっては、事業年度末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しており、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

なお、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
退職給付引当金の期首残高	64,361	73,437
退職給付費用	12,477	12,146
退職給付の支払額	△3,401	△7,089
退職給付引当金の期末残高	73,437	78,494

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金との調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年8月31日)	当事業年度 (平成28年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	73,437	78,494
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	73,437	78,494
退職給付引当金	73,437	78,494
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	73,437	78,494

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度12,477千円 当事業年度12,146千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成26年11月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員52名 (注) 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 10,400株 (注) 2, 3
付与日	平成26年12月5日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年11月29日～平成36年11月28日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分です。

2. 株式数に換算して記載しています。

3. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたので、株式分割考慮後の株式数により記載しています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成26年11月28日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	10,400
失効	—
権利確定	—
未確定残	10,400
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたので、株式分割考慮後の株式数により記載しています。

② 単価情報

決議年月日	平成26年11月28日
権利行使価格(円)	883
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたので、株式分割考慮後の株式数により記載しています。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっています。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成26年11月28日	平成27年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員52名 (注) 1	当社従業員 4名 (注) 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 10,400株 (注) 2, 3	普通株式 800株 (注) 2, 3
付与日	平成26年12月5日	平成27年12月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年11月29日～平成36年11月28日	平成28年11月29日～平成36年11月28日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分です。

2. 株式数に換算して記載しています。

3. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたので、株式分割考慮後の株式数により記載しています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成26年11月28日	平成27年11月20日
権利確定前(株)		
前事業年度末	10,400	—
付与	—	800
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	10,400	800
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたので、株式分割考慮後の株式数により記載しています。

② 単価情報

決議年月日	平成26年11月28日	平成27年11月20日
権利行使価格(円)	883	883
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたので、株式分割考慮後の株式数により記載しています。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっています。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成27年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	25,967千円
賞与引当金	7,825 " "
未払法定福利費	1,051 " "
たな卸商品評価損	33,685 " "
資産除去債務	3,859 " "
未払事業税	13,495 " "
その他有価証券評価差額金	1,112 " "
繰延税金資産小計	<u>86,997千円</u>
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	<u>86,997千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	3,673千円
繰延税金負債合計	<u>3,673千円</u>
繰延税金資産純額	<u>83,323千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年9月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の37.1%から、平成27年9月1日以降のものについては35.3%に変更されています。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,123千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が4,068千円増加、その他有価証券評価差額金が55千円増加しています。

当事業年度(平成28年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	27,158千円
賞与引当金	18,849 " "
未払法定福利費	2,554 "
たな卸商品評価損	50,108 "
資産除去債務	14,774 "
未払事業税	12,444 "
未払費用	13,129 "
その他有価証券評価差額金	2,855 "
繰延税金資産小計	141,874千円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	141,874千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	13,624千円
繰延税金負債合計	13,624千円
繰延税金資産純額	128,250千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.8%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、34.6%となります。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,279千円減少し、その他有価証券評価差額金が62千円増加し、法人税等調整額が2,216千円増加しています。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成27年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から22年と見積り、割引率は対応する同等の期間の国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	4,409
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,398
時の経過による調整額	107
期末残高	10,915

当事業年度(平成28年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所と店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から本社事務所は10年、店舗は22年と見積り、割引率は対応する同等の期間の国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	10,915
有形固定資産の取得に伴う増加額	31,591
時の経過による調整額	194
期末残高	42,701

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はウェブメディアと物販を複合的に行う単一のセグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しています。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)				
日本	中国	アメリカ	その他	合計
2,954,879	137,116	67,035	84,473	3,243,505

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ロフト	722,873

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)				
日本	中国	アメリカ	その他	合計
3,137,676	379,184	117,815	132,830	3,767,507

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ロフト	829,995

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社が有している全ての非連結子会社及び関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい非連結子会社及び関連会社であるため、記載を省略しています。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社が有している全ての非連結子会社及び関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい非連結子会社及び関連会社であるため、記載を省略しています。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 気仙沼 ニッティング	宮城県 気仙沼市	10,000	ニット商品 の企画・製 造・販売	(所有) 直接 20 (注) 3.	・商品の仕 入・販売 ・役員の出 向 ・役務の提 供・受入	商品監修料 の支払(注) 1. 社員の出向 料、業務委 託費等の受 入(注) 2.	1,626 1,317	賃掛金 未収入金	- 106

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 価格、その他取引条件については、株式会社気仙沼ニッティングから提示された価格と他の取引先との取引金額を参考にして、交渉のうえで決定しています。
- 社員出向料、業務委託費等については、株式会社気仙沼ニッティングより提示された金額を元に毎期交渉の上決定しています。
- 役員及び従業員が議決権の80%を直接所有しています。
- 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 気仙沼 ニッティング	宮城県 気仙沼市	10,000	ニット商品 の企画・製 造・販売	(所有) 直接 20 (注) 2.	・商品の仕 入・販売 ・役員の出 向 ・役務の提 供・受入	社員の出向 料、業務委 託費等の受 入(注) 1.	1,590	未収入金	171

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 社員出向料、業務委託費等については、株式会社気仙沼ニッティングより提示された金額を元に毎期交渉の上決定しています。
- 従業員が議決権の40%を直接所有しています。
- 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
1 株当たり純資産額	886円76銭	992円78銭
1 株当たり当期純利益金額	152円23銭	152円71銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額について、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんでしたので記載していません。
 2. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しています。
 3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	304,469	305,412
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	304,469	305,412
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成26年11月28日 取締役会決議の新株予約権 普通株式 10,400株	平成26年11月28日 取締役会決議の新株予約権 普通株式 10,400株 平成27年11月20日 取締役会決議の新株予約権 普通株式 800株

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (平成27年8月31日)	当事業年度 (平成28年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,773,519	1,985,568
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,773,519	1,985,568
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,000,000	2,000,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成28年11月29日開催の取締役会決議により、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行しています。なお、ストック・オプション制度の詳細については「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (7)ストックオプション制度の内容」に記載しています。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で株式分割を行いました。また、平成28年11月29日開催の株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しています。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動化の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年12月21日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しています。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	20,000 株
今回の分割により増加する株式数	1,980,000 //
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000 //
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000 //

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年12月22日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算定し、これによる影響については、当該箇所に反映しています。

4. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としました。

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期累計期間
(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期会計期間から適用しています。

(四半期損益計算書関係)

売上高の季節的変動

当第1四半期累計期間(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)

当社は、売上高の約7割を占める手帳販売が8月から11月の約6カ月に集中するため、通常、第1四半期累計期間の売上高は第3四半期以降の売上高及び営業費用と比べ著しく増加する傾向にあります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりです。

当第1四半期累計期間
(自 平成28年9月1日
至 平成28年11月30日)

減価償却費 8,791千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90,000	4,500	平成28年8月31日	平成28年11月30日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はウェブメディアと物販を複合的に行う単一のセグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	176円59銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	353,184
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	353,184
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成28年11月29日取締役会決議の新株予約権 普通株式 2,200株

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載していません。
2. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。1株当たり四半期純利益金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で株式分割を行いました。

1. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年12月21日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもつて分割しています。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	20,000 株
今回の分割により増加する株式数	1,980,000 ヶ
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000 ヶ
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000 ヶ

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年12月22日

2. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算定し、これによる影響については、当該箇所に反映しています。

⑤ 【附属明細表】(平成28年8月31日現在)

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(証券投資信託の受益証券) ひふみ投信	92,623,887口	292,117
		(匿名組合出資) 丸光食品ファンド	32口	176
		菱屋酒造ファンド	20口	110
		その他7銘柄	68口	374
計			—	292,777

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	133,712	109,339	82,802	160,249	17,498	16,054	142,750
構築物	197	—	—	197	93	14	104
車両運搬具	3,523	2,761	3,055	3,228	979	596	2,249
工具、器具及び備品	71,509	33,896	13,543	91,862	52,758	12,724	39,103
有形固定資産計	208,942	145,997	99,401	255,537	71,330	29,390	184,207
無形固定資産							
ソフトウエア	—	—	—	28,480	10,094	4,171	18,386
その他	—	—	—	480	—	—	480
無形固定資産計	—	—	—	28,961	10,094	4,171	18,867
長期前払費用	585	595	—	1,180	645	293	534

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	本社事務所 内装工事	109,109千円
工具、器具及び備品	本社事務所移転に伴う備品の取得	25,442千円

2. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しています。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	999	999	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,714	1,715	—	平成29年9月27日～ 平成32年8月9日
合計	3,713	2,714	—	—

- (注) 1. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載していません。
 2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	884	509	320	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	4,659	4,405	3,128	1,530	4,405
賞与引当金	22,131	54,149	22,131	—	54,149

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額です。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年8月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,209
預金	
普通預金	1,127,551
定期預金	25,530
計	1,153,081
合計	1,154,291

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱ロフト	384,469
ユーシーカード㈱	80,269
GMOペイメントゲートウェイ㈱	30,771
㈱名鉄生活創研	25,929
㈱天満屋	16,425
その他	63,516
合計	601,382

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
483,417	4,017,214	3,899,248	601,382	86.6	49.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれています。

③ 商品

区分	金額(千円)
手帳等	502,835
洋服等	21,736
その他	90,553
合計	615,126

④ 仕掛品

品名	金額(千円)
Miknits (編み物関連商品) 等	17,410
書籍等	2,102
その他	663
合計	20,176

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
手帳等	3,310
その他	2,996
合計	6,306

⑥ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱三越伊勢丹	167,098
凸版印刷㈱	132,385
㈱ナカバヤシ	65,808
ブルーミング中西㈱	53,082
㈱キヨモト	43,972
その他	236,497
合計	698,845

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から 翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱東京UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱東京UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1.
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としています。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.hobonichi.co.jp/
株主に対する特典	—

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めています。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年2月12日	山本 英俊	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の役員、大株主上位10名）	細井 潤治	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の役員、大株主上位10名）	83	7,814,782 (94,154)	経営参画意識向上のため
平成28年2月12日	山本 英俊	同上	同上	上田 淳子	神奈川県川崎市中原区	同上	30	2,824,620 (94,154)	同上
平成28年2月12日	山本 英俊	同上	同上	後藤 和年	東京都江東区	特別利害関係者等（当社の役員）	20	1,883,080 (94,154)	同上

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定していますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成26年9月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされています。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされています。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならぬとされています。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされています。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされています。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりです。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
修正簿価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しました。
5. 平成28年11月29日の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、上記移動株数及び価格は、当該株式分割前の移動株数及び価格を記載しています。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成26年12月 5日	平成27年12月 1日	平成28年11月30日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 104株 (注) 6	普通株式 8株	普通株式 22株
発行価格	1 株につき88,274円 (注) 3	1 株につき88,274円 (注) 3	1 株につき168,580円 (注) 4
資本組入額	44,137円	44,137円	84,290円
発行価額の総額	9,180,496円	706,192円	3,708,760円
資本組入額の総額	4,590,248円	353,096円	1,854,380円
発行方法	平成26年11月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っています。	平成27年11月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っています。	平成28年11月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っています。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりです。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしています。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年8月31日です。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っています。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、修正簿価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しています。
 4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、修正簿価純資産方式により算出した価格と類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しています。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりです。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき88,274円	1株につき88,274円	1株につき168,580円
行使期間	平成28年11月29日から 平成36年11月28日まで	平成28年11月29日から 平成36年11月28日まで	平成28年11月29日から 平成36年11月28日まで
行使の条件及び 譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しています。

6. 発行数のうち12株については、平成28年11月29日開催の取締役会において、会社法第276条の規定に基づき、保有する自己新株予約権の消却を行うことを決議し、平成28年11月29日付で消却しています。
7. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しています。

2 【取得者の概況】

新株予約権①（平成26年11月28日取締役会決議に基づく発行分）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
池田 あんだ	東京都目黒区	会社員	2	176,548 (88,274)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役の 二親等内の血族) 当社従業員

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）45名、割当株式の総数90株に関する記載は省略しています。
2. 退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載をしていません。
3. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しています。

新株予約権②（平成27年11月20日取締役会決議に基づく発行分）

取得者：当社従業員4名、割当株数：8株

- (注) 1. 上記内容について、取得者が全て当社従業員であって、かつ新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下であるため、記載を省略しています。
2. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、上記割当株数は当該株式分割前の割当株数を記載しています。

新株予約権③（平成28年11月29日取締役会決議に基づく発行分）

取得者：当社従業員11名、割当株数：22株

- (注) 1. 上記内容について、取得者が全て当社従業員であって、かつ新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下であるため、記載を省略しています。
2. 平成28年11月29日開催の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、上記割当株数は当該株式分割前の割当株数を記載しています。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数 の割合(%)
糸井 重里 ※1, 2	東京都港区	720,000	35.78
池田 あんだ ※1, 5, 6	東京都目黒区	480,200 (200)	23.86 (0.01)
山本 英俊 ※1, 3	東京都世田谷区	401,900	19.97
ほぼ日従業員持株会 ※1	東京都港区北青山 2-9-5	278,100	13.82
笠井 宏明 ※1	千葉県松戸市	21,800	1.08
小泉 紗子 ※1, 3	東京都渋谷区	21,800	1.08
細井 潤治 ※1, 3	東京都世田谷区	21,800	1.08
篠田 真貴子 ※1, 3	東京都新宿区	20,000	0.99
永田 泰大 ※1, 3	東京都江東区	20,000	0.99
上田 淳子 ※1, 4	東京都品川区	5,000	0.25
ほぼ日役員持株会	東京都港区北青山 2-9-5	3,600	0.18
大森 晃	神奈川県相模原市南区	2,000	0.10
小池 敦夫 ※4	神奈川県横浜市港南区	2,000	0.10
後藤 和年 ※4	東京都江東区	2,000	0.10
所有株式数200株の株主 (60名)		12,000 (12,000)	0.60 (0.60)
計	—	2,012,200 (12,200)	100.00 (0.61)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役） 3 特別利害関係者等（当社取締役） 4 特別利害関係者等（当社監査役） 5 特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の家族） 6 当社従業員

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月3日

株式会社ほぼ日
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 神 保 正 人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長 田 洋 和 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ほぼ日の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ほぼ日の平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月3日

株式会社ほぼ日
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 神 保 正 人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長 田 洋 和 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ほぼ日の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ほぼ日の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月3日

株式会社ほぼ日
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 喜 一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長 田 洋 和 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ほぼ日の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第39期事業年度の第1四半期会計期間(平成28年9月1日から平成28年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成28年9月1日から平成28年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューについて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ほぼ日の平成28年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

